

平成 29 年 11 月 22 日

日本解剖学会
死体解剖資格関係事務御担当者 様

厚生労働省医政局医事課試験免許室

「死体解剖資格認定要領の一部改正について」の訂正について（追加）

標記につきましては、平成 29 年 11 月 16 日付け医政発 1116 第 4 号「死体解剖資格認定要領の一部改正について」により通知させていただいておりましたが、別紙「死体解剖資格認定要領」の一部に追加で誤りがあったことから、別添のとおり訂正のうえ、改めて別紙の通り送付させていただきます。

度々の訂正で誠に申し訳ございませんが、差し替えをお願いいたします。

(別添)

	訂正前	訂正後
前回訂正分 (11月17日付通知分)	<p>第三 認定の申請に必要な書類</p> <p>1 (省略)</p> <p>(1) 第一の1の(1)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類 ア～イ (省略)</p> <p>(2) 第一の1の(2)に該当する者にあつては次の書類 ア～イ (省略)</p> <p>(3) 第一の1の(3)に該当する者にあつては次の書類(ただし、ウについては、有する場合に限る。) ア～ウ (省略)</p> <p>(4) 第一の1の(4)に該当する者にあつては、解剖に関して第一の1の(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを示す書類</p>	<p>第三 認定の申請に必要な書類</p> <p>1 (省略)</p> <p>(1) 第二の1の(1)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類 ア～イ (省略)</p> <p>(2) 第二の1の(2)に該当する者にあつては次の書類 ア～イ (省略)</p> <p>(3) 第二の1の(3)に該当する者にあつては次の書類(ただし、ウについては、有する場合に限る。) ア～ウ (省略)</p> <p>(4) 第二の1の(4)に該当する者にあつては、解剖に関して第二の1の(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを示す書類</p>
今回訂正分	<p>第二 認定の基準</p> <p>1 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 医師又は歯科医師の免許を得て2年を経過した後、初めて解剖に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で20体以上について死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に記載した主として行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医のうち、いずれか1つ)の解剖20体以上を行った経験を有する者</p>	<p>第二 認定の基準</p> <p>1 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 医師又は歯科医師の免許を得て2年を経過した後、初めて解剖に従事した日から起算して2年以上解剖に関連する診断、研究又は教育業務に従事し、かつ、直近の5年以内に適切な指導者の下で20体以上について死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に記載した主として行おうとする解剖の種類(系統、病理、法医のうち、いずれか1つ)の解剖20体以上を行った経験を有する者</p>